

松山市における「一日公正取引委員会」の開催について

平成 29 年 5 月 10 日
公正取引委員会事務総局
四 国 支 所

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等を置き（別紙 1 参照）、独占禁止法、下請法等の適切な運用や相談対応に努めているところ、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。

四国支所管内では、本年度、松山市において「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成 29 年 6 月 12 日（月）
講 習 会 等：10：00～16：00
独占禁止法教室：19：40～21：10
- 2 場 所 講 習 会 等：テクノプラザ愛媛
（松山市久米窪田町 337-1）
独占禁止法教室：愛媛大学法文学部
（松山市文京町 3）
- 3 内 容（別紙 2 参照）
 - 下請法・消費税転嫁対策特別措置法講習会
 - 入札談合等関与行為防止法研修会
 - 消費者団体との懇談会
 - 独占禁止法教室
 - 相談コーナー（事前申込み不要）
 - 展示コーナー（パネル展示、パンフレット配布等）

* 下請法・消費税転嫁対策特別措置法講習会はどなたでも参加できます（受講料無料）。定員は、先着申込み順で各 50 名です。別添の受講申込書に必要事項を御記入の上、5 月 31 日（水）までにファクシミリでお申込みください。

* 一日公正取引委員会は、報道機関の傍聴取材及びカメラ撮影が可能です（相談コーナーを除く。）。御希望の場合は、事前に下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局四国支所総務課
	電 話 087-834-1441（代表）
	FAX 087-862-1994
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

公正取引委員会事務総局の配置一覧

名 称	所在地	管轄（都道府県）
本 局	東京都	茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県
北海道事務所	札幌市	北海道
東北事務所	仙台市	青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県
中部事務所	名古屋市	富山県，石川県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県
近畿中国四国事務所	大阪市	福井県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所	広島市	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県
近畿中国四国事務所四国支所	高松市	徳島県，香川県，愛媛県，高知県
九州事務所	福岡市	福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県

名 称	所在地	管轄（都道府県）
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	那覇市	沖縄県

In 松山



公正取引委員会 四国支所
Japan Fair Trade Commission

一日公正取引委員会

【開催日】平成29年6月12日（月）

講習会・研修会

＜報道機関の取材可＞



『入札談合等関与行為防止法研修会』

10:30～12:00（2階：一般研修室B）

『下請法講習会』

13:00～14:30（2階：一般研修室）

『消費税転嫁対策特別措置法講習会』

14:30～15:30（2階：一般研修室）

消費者団体との懇談会

＜報道機関の取材可＞



10:30～12:00（2階：一般研修室A）

・私たちが安くて良い商品を買えるワケ

・適正な商品選択～景品表示法とは～

（景品表示法の概要・身近な不当表示事例を紹介）

相談・展示コーナー



10:00～16:00（2階：小会議室）

- ・職員が独占禁止法、下請法等に関する相談に応じます。～相談無料～ お気軽に御利用ください。
- ・パネル展示、パンフレット配布等

【場所】

テクノプラザ愛媛
（松山市久米窪田町337-1）



【アクセス】

- ・伊予鉄横河原線鷹ノ子駅下車、徒歩約20分
- ・伊予鉄横河原線久米駅下車、伊予鉄バス久米窪田ループ線テクノプラザ愛媛口下車、徒歩約5分

独占禁止法教室

＜報道機関の取材可＞

【開催日】平成29年6月12日（月）19:40～21:10



【場所】

愛媛大学法文学部

（松山市文京町3）

大学生を対象に、独占禁止法の概要や公正取引委員会の活動について説明します。

* 一般の方は見学できませんので御了承ください。

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局

四国支所

総務課 善本，小林

TEL 087-834-1441

FAX 087-862-1994

お待ちしております！



公取委マスコットキャラクター「どっきん」

下請法及び消費税転嫁対策特別措置法講習会 受講申込書

送付先 公正取引委員会事務総局四国支所総務課 善本 行

FAX 087-862-1994

* 送信票は不要です。下記に記載の上、本申込書のみを送信してください。

事業 者 名		
受講者数	下 請 法	名（人数のみの記載で結構です。最大2名様まで。）
	消費税転嫁対策 特 別 措 置 法	名（人数のみの記載で結構です。最大2名様まで。）
連 絡 窓 口 担 当 者 名		
連 絡 先 電 話 番 号		

【お申込み締切日：平成29年5月31日（水）】

【開催日時・会場等】

開催日時	募集 定員	会 場
平成29年6月12日（月） 【下請法】13：00～14：30 【特措法】14：30～15：30	各50名	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛 2階 一般研修室

〔留意事項〕

- ・ 本講習会の受講は無料です。
- ・ 本講習会は、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法の基礎的な事項の説明に重点を置く入門的な講習会です。
- ・ 御出席いただく方の都合により、どちらか一方の法律のみの受講も可能です。
- ・ 定員（各50名）に達したことにより御出席いただけない場合のみ当方からその旨連絡いたします。当方からの連絡がない場合は、そのまま御来場ください。
- ・ お申込みの際に提供いただいた個人情報は、本講習会運営業務以外の目的には使用いたしません。